

令和4年第10回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年10月10日(火) 午後1時30分から午後3時00分
- 2 場 所 菊池市役所 3階「305大会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 坂本健誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第4条許可申請について
議案第4号 農地法第5条許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
報 告 ①土地改良届出について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、19名、全員の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第10回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号3番/井藤弘樹委員と議席番号4番/加藤浩行委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第1号/新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件でございまして、2ページから3ページが「農業計画書」となっております。まず、2ページをご覧ください。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。先般、9月28日に、丸山会長をはじめ、担当農業委員と担当推進委員、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、まず、担当農業委員の米村委員よりご意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。9月28日に本人と会長と事務局と私と推進委員とで面談を行っております。申請人さんは、農業に興味があり、農業大学校とかで積極的に学んでおられます。本業は、太陽光建設と設備のメンテナンスをされております。今回は、畑と田にサカキを植栽することです。問題はないかと思えます。皆様方のご審議の方をよろしく申し上げます。

会 長)

ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。計画書を見ると1年目で定植して2年目には収穫となっておりますが、1年間では収穫は厳しいのではないかと。以前、営農型太陽光で、サカキを植えられましたが、収穫までには、3年かかっていたようなところだったと記憶しておりますが。この計画書には、無理があるのではないかと。

事務局) この計画書では、1年目に耕起、2年目の3月に定植、3年目の6月から収穫となっています。鹿児島県の研究センターのマニュアルを見ますと2年目から4年目に収穫出来るようになっていきます。2年目は、収穫は少ないと考えられますが、収穫出来るようになっていきます。

会 長) この計画書から言えば、2年目としてあるところが、1年目になるのではないか。

事務局) 10月申請であったため、今年の10月からのところで計画書を作ったところです。

会 長) 面談の時、太陽光施設の下作としてサカキを植えられると聞いておりますので、この計画書では、来年の3月に定植となっているので、ここに書いてある2年目が1年目でいいのではないか。この書き方なら1年で収穫になるのではないか。

事務局) この計画書の3年目が2年目にあたり、収穫が可能になるのではと思われます。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。収穫の件が出ていますが、太陽光の設置時期(完了)と定植時期と収穫の時期を時系列に示して頂きたい。

事務局) 3条申請で出されているのが、10月で、農地の売買で、翌年の3月に定植で、鹿児島県のマニュアルでは、2年から4年で収穫が出来るとなっており、太陽光発電施設については、来月以降に申請されるということです。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。太陽光発電設備の設置の時期は決まっているのか。定植はいつに計画されているのか。

事務局) 先般の面談では、今月に3条申請をされて、来月に5条の太陽光発電の申請をされるということです。そうなりますと、来年の2月までに設置され、3月にサカキの定植をされる予定になっています。

坂本忠弘委員) 14番の坂本です。この計画書から見ると3年目に収穫ですが、その先は、4年目、5年目となるのですか。

事務局) この方は、認定農業者ではないので、まず、3年間までの一時転用許可になり、その後は、おそらく再許可申請されることになると思います。

高木洋一委員) 10番の高木です。この計画書を1年づつスライドすることは、出来ないのか。この計画では、無理が感じとられる。

会 長) お尋ねしますが、太陽光施設の設置後に定植ということになると思われますの

で、3月の定植の2年目のところが1年目にはならないのですか。

事務局) 営農型の太陽光施設をやりたいとのことで、計画では、来月に一時転用申請を計画されているようですが、来月に申請されて許可されるのかは、今の段階では分かりませんので、もし、太陽光施設の許可が降りなければ、サカキだけの栽培をすることです。サカキは、親木になっての収穫は、5年目からになります。2年目、3年目は収穫は少ない状況です。

高山悦子委員) 8番の高山です。先ほどから推測の話があつておりますが、推測で判断しなければならぬのですか。

事務局) 今回、面談を行っておりますので、面談でのやりとりと、農業計画書の内容で、判断して頂くならと思います。

高山悦子委員) 太陽光施設の許可が降りなければ、サカキだけの栽培をすることですが、そうなった場合、サカキだけでやっていけるのか。また、その場合、他の作物を作られるのか。そこのところが、はっきりしないなら、農地を買われても、どうかと思います。

事務局) 現在、申請者は、太陽光建設とメンテナンスを本業とされておりますが、農業に関心があり、〇〇〇〇さんの方でもサカキの手伝いもされております。このような状況で、真剣にされる状況であると思われまゝ。そういうところで判断頂くならと思います。

高山悦子委員) 8番の高山です。サカキの手伝いは、計画書に載っていますか。

事務局) 「〇〇〇〇さんの手伝いをさせて頂いております。」のところが、サカキの手伝いになります。面談の時に聞いております。

高山悦子委員) 8番の高山です。計画書には、サカキのところが載っていないので、今後は、重要なところは、載せて頂くようお願いいたします。

事務局) 今後は、気を付けます。

会 長) 本来は、3条申請と太陽光施設の一時転用申請は、同時に申請されるのが一般的ですが、今回は、なぜ、一緒になっていないのかの説明をお願いします。

事務局) 譲受人は、当初、所有権移転2番の農地のみの3条、農地の売買と5条の営農型太陽光施設の申請を同時にされる予定でしたが、所有権移転3番の農地も追加で購入

することになり、経済産業省から、太陽光固定価格買い取り制度の FIT 法を申請されるにあたり、購入後、合筆登記してから変更申請をしてくださいと指導があったとのこと。そのため、今回、まず、3 条許可申請に至ったものです。営農型太陽光発電施設に係る 5 条申請は、来月以降申請される予定です。仮に、5 条申請が許可されない場合においても、今回許可申請された農地でサカキ栽培をされると聞いております。

坂本忠弘委員)14 番の坂本です。農業計画書は、市で定められたものだと思いますが、今回は、サカキ栽培と営農型太陽光施設の 2 面があるので、非常にわかりづらいので、この計画書は、一回取り下げて頂いて、来月に一緒に申請されたがすっきりするのではないかと。

事務局)この申請者は、現在、農地を持っていないので、パネル下での営農をどうするかということでこの農業計画書を提出して頂いております。この農業計画書が 3 条申請に伴う計画書になります。

会 長)他に何かありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長)ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第 2 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長)議案第 2 号／農地法第 3 条許可申請について、ご説明させていただきます。4 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 1 項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転 5 件、使用貸借権設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長)それでは、所有権移転の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局)説明に入ります前に、修正が 1 カ所ございますので、6 ページをお願いします。所有権移転 5 番の申請理由のところですが、「相互合意による貸借」を「相互合意に

よる売買」に訂正願います。今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。5ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。これは、規模拡大による相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の2番と3番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 2番と3番です。来月以降に5条申請の営農型太陽光施設の申請をされるようになっており、今回は、農地に対する申請となっております。これからの流れとしては、所有権移転後、合筆した後に、営農型太陽光施設の申請と聞いております。2番と3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。先ほど、新規就農で説明をした方であります。営農型太陽光発電施設を予定されており、その下作としてサカキを作付けされる予定です。相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6ページです。4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。譲受人は、野菜と米を作っておられる農家です。譲渡人は、会社勤めで、後継者がいないための相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。相互合意による売買ということで、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の 1 番について説明をお願いします。

事務局) 7 ページです。使用貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員) 15 番の松岡です。貸付人と借受人は、親子関係です。今回、息子が帰られて農業をするということです。相互合意による貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。2 番と 3 番の売買金額が一般の農地の売買金額より高いようですが、太陽光発電施設が関係しているのですか。分かればお願いします。

事務局) 売買金額については、相対でされているので、中身については、把握しておりません。

会 長) 他にご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、所有権移転の 2 番と 3 番を除く案件について、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、所有権移転の 2 番と 3 番を除く案件について許可することに決定いたします。

会 長) 次に、所有権移転の 2 番と 3 番の案件について、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長) ありがとうございます。挙手多数ですので、所有権移転の 2 番と 3 番の案件について許可することに決定いたします。

次に、議案第 3 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 3 号／農地法第 4 条許可申請について、ご説明させていただきます。

8 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、2 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 9 ページをご覧ください。1 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市七城支所から北東に約 3.5 km、県道菊池鹿北線から西に約 400m の位置にある農地です。農地区分につきましては、農振農用地区域ですが転用目的が農業用資材置場であり、用途区分の変更がされていることから転用は可能です。

位置図と現況写真は、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

古庄正治委員) 19 番の古庄です。10 月 5 日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。申請人は、申請地の近くで畜産を営んでおられます。今回は、既存施設の拡張ということで、農業用資材の置場を建設される予定です。給排水は発生しません。雨水は、自然浸透が基本ですが、浸透柵を数カ所設置される予定です。問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2 番について説明をお願いいたします。

事務局) 2 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、施設概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市七城支所から南西に約 900m、県道植木インター菊池線から南に約 280 m の位置にある農地です。農地区分につきましては、概ね 10 ha 以上の区域内にある

農地であることから、第1種農地になります。転用目的は、通路及び宅地拡張で、第1種農地の例外規定の集落接続にあたることから転用は可能です。なお、既に通路及び宅地拡張にされていることから始末書が添付されております。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9番の西口です。10月5日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。今回の申請については、始末書付で、給排水は発生しなく、雨水については、自然浸透で、無断転用ではありますが、本人も反省されており、やむ負えないものと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8番の高山です。宅地拡張ということは、既に家が建てられているということですか。

事務局) 事業計画上では、宅地拡張となっており、実際には、通路と庭になっています。

会 長) 他に何か質問等ありませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可相当することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第4号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。10ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案書は、11ページになります。所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南南西に約1.4kmの位置にある農地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第3種農地になり、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。10月5日に丸山会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。推進委員さんが、管轄の推進委員さんではありませんでしたので、それでもいいのかなどを各委員さんにお諮りします。

会 長) 所有権移転の2番の説明まで終えてからお諮りしますので、2番の説明をお願いします。

事務局) 土地の所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から南東に約700mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。場所は、菊池農業高校から南東に約700mのところ。周辺は、市街化が進んでおり、当社はかねてよりアパート候補地を探されており、今回の申請地になったということです。この農地に、共同住宅、木造2階建て3棟を計画されております。給排水計画は、市の上下水道を利用されます。雨水は、浸透枡を設置され、駐車場は、浸透アスファルトを予定されております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 1番の所有権移転につきまして、補足説明します。10月5日に現地調査を行った時、事務局の方に推進委員は違っていないかと確認をしましたが、何ら事務局か

らは、連絡がありませんでした。事務局の方で何かありましたら説明をお願いします。

事務局)先ほど笹本委員さんが言われましたとおり、本来は、管轄の宮本幸伸委員にお願いするところを宮本繁幸委員にお願いしておりました。名簿の段を間違えて連絡したことによるものです。大変、申し訳ありませんでした。

会 長)その後の対応は、どうになりましたか。宮本幸伸委員には、連絡されましたか。

事務局)連絡は、とっておりません。

会 長)農業委員は、不都合の時は、説明は代替え農業委員でも構いませんが、推進委員の場合は、地区の代表ですので、立ち会っていなければ、審議がどうかと思います。私が申し上げた時に、宮本幸伸委員に連絡を取り、笹本農業委員に連絡しておけば、このようなことには、ならなかったと思います。

事務局長)この件については、担当の方で先ほど申しあげましたとおり、推進委員さんに通知するとき同じ苗字の委員さんでしたので、名簿用紙の段を間違えて連絡したとのことです。当日の現地立ち合いには、別の推進委員さんが立ち会われていたので、自己判断ではございますが、推進委員さんが立ち会われていたので、それでいいのかと思っていました。会長から言われたとおり、推進委員さんを確認し、会長と担当農業委員さんに相談していれば、このようなことには、ならなかったと思います。今後、このようなことが無いように気を付けます。今回は、大変、申し訳ありませんでした。

会 長)担当推進委員には連絡はとれてますか。担当推進委員さんは、どう、捉えますか。

笹本一人委員)1番の笹本です。管轄の推進委員さんが聞かれたときに、どう思われるか。もう一度、現地調査をお願いしたいです。

高山悦子委員)8番の高山です。推進委員さんが立ち会うことが決まっていれば、立ち会ってもらうのが基本だと思いますので、正常な手続きを踏んで頂きたいと思います。

事務局)担当農業委員さんが、いいということであれば、後日、担当推進委員さんに現地を見てもらい、条件付きの形で審議してもらえないでしょうか。

高山悦子委員)8番の高山です。折衷案でしょうが、そのような形になれば、担当農業

委員に負担がかかるのではないかと。

高木洋一委員) 10番の高木です。この場で判断するのではなく、1月遅れで、現地を見てもらった方がいいのではないかと思います。

笹本一人委員) 1番の笹本です。来月の現地立ち合いなら可能ですが、今すぐの現地立ち合いは、厳しいです。また、水利組合長さんと区長さんからの同意書は、とってあります。

会 長) 今からでも担当推進委員さんに連絡をとっての判断がいいのか。それとも、今までの意見を踏まえての判断がいいのか。いかがですか。

高山悦子委員) 8番の高山です。保留でいいのではないかと。

会 長) 事務局から何かありますか。

事務局長) 今から管轄の推進委員さんに電話連絡して、それを踏まえての審議ということをお願いしたいのですが、各委員さんとしては、いかがですか。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。その前に、保留にするかどうかを決めた方がいいのではないですか。

会 長) 農地法第5条の1番の案件について、採決をしたいと思います。1番について承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

(挙手なし)

会 長) 挙手、0ですので、保留と致します。

会 長) 農地法第5条の2番について、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いた

します。

次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 議案第5号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。12ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 13ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、所有権移転が2件となっております。所有権移転の説明を行います。15ページをお願いします。所有権移転1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

加藤浩行委員 4番の加藤です。10月5日に、推進委員と現地の確認並びに聞き取りを行いました。所有権の移転を受ける者は、この3筆の農地を耕作しており、所有権を移転する者からこの農地を買って頂けないかということでの所有権移転です。この後も、水稻と麦を作付けされるということです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 次に所有権移転2番の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員 12番の吉良です。10月2日に推進委員さんと現地調査を行いました。所有権を移転する者は、高齢で耕作が出来ないため、この農地の隣の所有者に売買の話をしての所有権移転です。所有権の移転を受ける者は、酪農家で今後、飼料用作物を作付けされるとのことです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転 2 件のほか賃貸借権設定 2 件、使用貸借権設定 1 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 18 ページをお開きください。報告案件は、「土地改良届出について」、「合意解約について」の 2 件となっております。

先ず、「土地改良届出について」でございます。19 ページをご覧ください。

今回は、牛舎建設に伴い、水平にするための地上げによるものです。詳細につきましては、19 ページに記載のとおりでございます。

次に「合意解約」でございます。20 ページをお開きください。

今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 5 件あっており、詳細につきましては、20 ページから 21 ページに記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。先ほど審議して保留になった5条の1番の件ですが、事務局としては、申請人に対し、説明出来ますか。

事務局)説明としては、非常に苦しい説明になります。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。非常に苦しいということであれば、この総会終了後に、正式な推進委員さんに立ち会いをお願いし、何もないければ、許可相当ということでは、どうでしょうか。他の委員さんの了解も必要ですが。いかがでしょうか。

会 長)今、坂本委員から発言がありましたが、いかがでしょうか。

高木洋一委員)10番の高木です。先ほどの審議で保留になっているので、それでいいのではないか。

高山悦子委員)8番の高山です。時間をかけて審議して保留になったので、それで、いいのではないか。

会 長)坂本委員、今のような意見ですので、ご理解頂きたいと思います。

会 長)他にありませんか。

東博己委員)11番の東です。通知分にチェック欄を設けるなどしていたら、このようなことは、起こらないのではないか。

会 長)農業委員さんの方でも、管轄の推進委員さんとはちがっていた場合は、事務局の方に早めにご連絡頂ければと思います。

会 長)他にありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和4年第10回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩